

国立公園の許可、届出等の取扱要領の一部改正案新旧対照表

○国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成17年10月3日環自国発第051003001号）（抄）

新				旧			
別表				別表			
項目	条件例文	行為の事例	留意事項	項目	条件例文	行為の事例	留意事項
一般的事項			(略)	一般的事項			(略)
(1) 期間の限定	(略)	(略)	(略)	(1) 期間の限定	(略)	(略)	(略)
(2) 支障木の処理	(略)	(略)	(略)	(2) 支障木の処理	(略)	(略)	(略)
(3) 施行上の注意	(略)	(略)	(略)	(3) 施行上の注意	(略)	(略)	(略)
(4) 工作物等の意匠	(略)	(略)	(略)	(4) 工作物等の意匠	(略)	(略)	(略)
(5) 残土、廃材の処理	(略)	(略)	(略)	(5) 残土、廃材の処理	(略)	(略)	(略)
(6) 工作物等の撤去	ア 当該〇〇は、△年△月△日まで撤去すること。	工作物の新築等 広告物の設置等	1 申請の対象が仮工作物の場合、又は設置期間を限定することができる広告物の場合に用いる。申	(6) 工作物等の撤去	ア 当該〇〇は、△年△月△日まで撤去すること。	工作物の新築等 広告物の設置等	1 申請の対象が仮工作物の場合、又は設置期間を限定することができる広告物の場合に用いる。申

	他	<p>請書に撤去の予定日が記載されていても付すものとする。</p> <p>2 ○○には、「工作物」「広告物」等と記載する。</p> <p>3 必要に応じて、(7)跡地の整理、(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) 当該○○は、△年△月△日までに撤去し、跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する・...</p>		他	<p>請書に撤去の予定日が記載されていても付すものとする。</p> <p>2 ○○には、「工作物」「広告物」等と記載する。</p> <p>3 必要に応じて、(7)跡地の整理、(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) 当該○○は、△年△月△日までに撤去し、跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する・...</p>
イ 当該○○が、腐朽又は破損した場合、若しくは必要がなくなった場合には直ちに撤去すること。	工作物の新築等 広告物の設置等 他	<p>1 設置された工作物等が破損した場合など、そのままに放置されることが風致に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に用いる。</p> <p>2 アー2、3参照のこと。</p>	イ 当該○○が、腐朽又は破損した場合、若しくは必要がなくなった場合には直ちに撤去すること。	工作物の新築等 広告物の設置等 他	<p>1 設置された工作物等が破損した場合など、そのままに放置されることが風致に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に用いる。</p> <p>2 アー2、3参照のこと。</p>
<u>ウ 当該○○発電施設（受変電施設等の付帯する工作物を含む。）は、発電事業が終了した場合には直ちに撤去すること。</u>	<u>工作物の新築等</u>	<p><u>1 申請の対象が風力発電施設及び太陽光発電施設の場合に用いる。申請書に撤去計画が記載されていても付すものとする。</u></p> <p><u>2 アー3参照のこと。</u></p>	(新設)		
<u>エ 工事に伴う仮工作物は、行為完了後直ちに撤去すること。</u>	工作物の新築等 土石の採取 広告物の設置等 他	<p>1 行為に仮工作物の設置が伴う場合に用いる。</p> <p>2 アー3参照のこと。</p>	<u>ウ 工事に伴う仮工作物は、行為完了後直ちに撤去すること。</u>	工作物の新築等 土石の採取 広告物の設置等 他	<p>1 行為に仮工作物の設置が伴う場合に用いる。</p> <p>2 アー3参照のこと。</p>

(7) 跡地の 整理	(略)	(略)	(略)
(8) 緑化	ア (略)	(略)	(略)
	イ (略)	(略)	(略)
	ウ (略)	(略)	(略)
(9) 維持管 理	(略)	(略)	(略)
(10) 分譲地 等の造 成	(略)	(略)	(略)
(11) モニタ リング 調査	(略)	(略)	(略)
(12) 報告	ア (略)	(略)	(略)
	イ (略)	(略)	(略)

※ 参考事項
(別記)

分譲地内における別荘等の建築についての留意事項

あなたが購入した分譲地は、国立公園の特別地域内であるので、自然公園法第 20 条第 3 項各号列記の行為を行うに当たっては、地方環境事務所長（又は〇〇知事）の許可を受けなければなりません。また、分譲地に建築物を新築する場合には、下記の事項に従った方法で行われなければ自然公園法による許可を受けられませんので、注意願います。

記

- 1 保存緑地とされた土地には、工作物を設置しないこと。

(7) 跡地の 整理	(略)	(略)	(略)
(8) 緑化	ア (略)	(略)	(略)
	イ (略)	(略)	(略)
	ウ (略)	(略)	(略)
(9) 維持管 理	(略)	(略)	(略)
(10) 分譲地 等の造 成	(略)	(略)	(略)
(11) モニタ リング 調査	(略)	(略)	(略)
(12) 報告	ア (略)	(略)	(略)
	イ (略)	(略)	(略)

※ 参考事項
(別記)

分譲地内における別荘等の建築についての留意事項

あなたが購入した分譲地は、国立公園の特別地域内であるので、自然公園法第 20 条第 3 項各号列記の行為を行うに当たっては、地方環境事務所長（又は〇〇知事）の許可を受けなければなりません。また、分譲地に建築物を新築する場合には、下記の事項に従った方法で行われなければ自然公園法による許可を受けられませんので、注意願います。

記

- 1 保存緑地とされた土地には、工作物を設置しないこと。

- 2 建築物は2階建て以下とし、その高さは10 m以下とすること。
- 3 敷地面積（敷地内に保存緑地とされた土地を含む場合は当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）は、1区画 1,000 m²以上とし、建築物は、原則として1区画1棟とすること。
- 4 建築物の水平投影面積の敷地面積に対する割合は、20 %以下とすること。
- 5 建築物に係る土地の地形勾配は、30 %以下とすること。
- 6 建築物の水平投影外周線は、道路及び隣地境界より5 m以上離すこと。
- 7 建築物の水平投影面積は、2,000 m²以下とすること。
- 8 建築物の屋根の形は、陸屋根を避けて勾配屋根とすること。
- 9 建築物の外部の色彩は、原色を避けて周囲の自然と調和を図ったものとする。

- 2 建築物は2階建て以下とし、その高さは10 m以下とすること。
- 3 敷地面積（敷地内に保存緑地とされた土地を含む場合は当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）は、1区画 1,000 m²以上とし、建築物は、原則として1区画1棟とすること。
- 4 建築物の水平投影面積の敷地面積に対する割合は、20 %以下とすること。
- 5 建築物に係る土地の地形勾配は、30 %以下とすること。
- 6 建築物の水平投影外周線は、道路及び隣地境界より5 m以上離すこと。
- 7 建築物の水平投影面積は、2,000 m²以下とすること。
- 8 建築物の屋根の形は、陸屋根を避けて勾配屋根とすること。
- 9 建築物の外部の色彩は、原色を避けて周囲の自然と調和を図ったものとする。